

第二十二回 参議院文教委員会會議録第十四号

昭和三十年六月二十一日(火曜日)午後一時四十一分開会

委員の異動

六月二十日委員松本治一郎君辞任につき、その補欠として荒木正三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君

理事

吉田 萬次君
竹下 豊次君
荒木正三郎君

委員

雨森 常夫君
大谷 肇潤君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
堀 末治君
加賀山之雄君
安部キミ子君
村尾 重雄君
山田 節男君
松原 一彦君

国務大臣

文部大臣 松村 謙三君

政府委員

文部事務次官 寺本 廣作君
文部大臣官 房總務課長 田中 彰君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
文部省大学学術局長 稻田 清助君
文部省管理局長 小林 行雄君

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
会専門員
常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠選任の件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本学校給食法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(笹森順造君) ただいまより文教委員会を開きます。

まず、理事補欠互選を議題といたします。

先日、理事荒木正三郎君委員辞任のため、理事が一名欠けております。互選の方法は慣例により、委員長が指名いたしました存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(笹森順造君) 御異議ないようでありますから、委員長は荒木正三郎君を理事に指名いたします。

○委員長(笹森順造君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○荒木正三郎君 初めにお尋ねを申し上げたい問題は、勤労青少年の教育の問題でございますが、この前の委員会で矢嶋君からもこの問題について大臣に質問があったのでありますが、私は最近この勤労青少年の教育の問題を担当している方々に会しまして、その人たちの痛切な叫びをいたしまして、ど

うしても国立大学に夜間学部を設置してもらいたい、現在も若干設置されておるわけですが、なおさらに設置してもらいたい、そういう要望が非常に強いのでございます。私も勤労青少年の教育の機会均等を実現するためにも、どうしてもそういう方針に沿うようにすべきではないかというふうな考えを持っております。これは松村文部大臣は、はつきりとした方針を答弁されておらないわけですが、これは私はそういうあいまいにしておくという、言葉は語弊がありますが、非常に重大な問題であると考えておるわけなんです。そういう意味において、この勤労青少年の教育の機会均等を実現するために、今後国立大学に夜間学部を設置していく、増設していく、こういうことは必要な問題であるというふうに考えるのですが、文部省の方針をお伺いしたいと思ふのです。

○政府委員(寺本廣作君) 文部省といふことは、わが国におきまして大学の数がすでに相当多数に達しておる、今日では数をふやすより、質を充実にしていくことが必要でございまして、このように基本的な認識のもと、このようにあるべき方針でございまして、従いまして、大学の増設は原則としては今後国立大学に關しては認めまいという考えでございまして、ただ施設、設備その他が転用できる場合であるとか、その他特殊の場合にはやはり絶対にこれの新設を認めないという

ことでなく、そのときどきの事情に応じてこれを考慮する余地を残しているつもりでございまして。ただ夜間大学と申しますと、現在すでに十七の国立の夜間の短期大学もございまして、今度御審議願っておりますのに、やはり二カ所だけ短期大学を増設する案が含まれておるわけでございます。また夜間の学部は今日まで国立大学の中に五つほど含まれておるわけでございますが、夜間の学部をふやします場合には、大学の性格として研究に重きを置き、学者の、大学の教授の研究の妨げにならないような面も考慮しなければならぬので、国立大学に夜間大学を必ず設置するようにという一般原則は、直ちに御賛同いたしかねる。ただ、今申し上げますように、原則としては増加しないけれども、特にそういう必要性の高いところで、設備、施設の転用が可能など、また学問の研究に妨げにならないようなところというふうな条件がそろつておる場合には、考慮の余地がある場合があると考えております。

○荒木正三郎君 この東京大学に夜間の学部を設置する問題について、大学側が困るというふうな意思表示があつたというのを私は聞いたことがあるのですが、それは事実なんですか。

○政府委員(稲田清助君) 私どももいたしましては、今お話のようなことを伺つておりません。

○荒木正三郎君 私はこの勤労青少年に、やはり夜間学部を設置して、これは全部の国立大学に夜間学部を設置

すると、そういうふうには言っていないのであります。現在では非常に数が少い、特に四年制は数が少ない。むしろ私立大学の方が相当私は力を入れておると思ふのです。むしろ国立大学よりも私立大学の方が学生も相当取寄して力を入れている。これは私はもつと国立大学の方で力を入れてしかるべき問題じゃないかと私は考えているのです。それを単にあまりもう学部をふやさないのだ、そういう方針だといふので、勤労青少年の教育の問題をそういうことで押えていくということは私はどうかと思ふのですが、そういう点いかがですか。

○政府委員(寺本廣作君) 問題はやはり限りある財源をどういふふうに使つかという問題に絡んでくる問題であらうと思ふ。現在まで大学の数が非常に増加いたしておりますので、この充実が当面の焦眉の急となつておる現在の状況でございますので、やはり数の増加を抑えて、質の充実を充てていきたいと、かような考えをいたしております。夜間大学におきましては、お話を通り、私立の学校が長い沿革をもつて非常に力を入れてやつておられることはお話の通りでございます。それでこれはもうした沿革のある、成績の上つておる学校でおやりになる、それを助成していくということ、当面の場合この勤労青少年の好學意欲を達成するのには方策として立てらるべき方策ではなからうかと、かように考えております。

○荒木正三郎君 この問題についてはこれぐらいしておきまして、第二番の問題として、文部大臣は今後は国立大学の内容充実と重点をおいてやっていきたい、こういうお話でございまして。それでその内容充実という問題でございまして、さしあたりどういふ点に力を入れようとしておられるのか私はお伺いしたいと思ひます。その内容充実という問題もいろいろあると思ひます。しかしどういふ点にさしあたり重点をおいて内容を充実していきたいか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(寺本廣作君) 大臣が各種の委員会へ出られまして、大学の内容充実についてこれまで答弁をしておられるところを要約して申し上げる方が適當であろうかと考えます。大臣が考えられておられますことは、国立の各地方の大学にそれぞれの特色を發揮していくような方向にもつていきたいというふうな考えでございまして。各地方にありまます国立大学をすべての学科を備えた総合大学に仕上げていくということではなく、それぞれの地方でそれぞれの沿革がある学校に特色を發揮させることによってその内容を充実させていきたい、こういうことで明年度以降の大学に対する内容充実の手を打っていききたいというふうに考えておるところでございまして。

○荒木正三郎君 今のお考えも私は一つのよい考えであると思ひますが、しかし実際にそれではこの大学がどういふ特色があるかという点については文部省の方ではそういうことを明らかにしているのかどうか。しかも一般

にそういう認められている、この学校ではこういう面について特色があり相応の成果を上げておる、だからこれは伸ばしていかなければならない。そういう点が各大学については、はっきりできるだけの具体性をもっているかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 全部について申し上げますとこれは時間の問題もございまして、たとえば工学部といたしましても、静岡大学の浜松工学部は電子工学という点で特色があり、山梨の工学部は醸造発酵工学という点で相當著明であります。あるいは群馬、福井等は繊維工学であるというふうな面、また農学部につきましても、山形が米作単作地帯の農学あるいはある農学部が畜産の生産として畜産に長ずるというふうな、土地の生産状況その他あるいは沿革によりましてそれぞれ現在あります特色を政務次官のお話のようにこの上とも長ぜしめて特色づけたいと考えております。

○荒木正三郎君 この問題につきましましては日本学術会議からも政府に対して答申されておるといふことが、意見書が提出されております。で、その中には大学の充実について、という表題で意見書が出されておるわけでありまして。その中の、いろいろ書いてあります。が、非常に力を入れて要望している点はいくつかの増額をはかっている点、というところが述べられております。こういう点について、大学の内容充実についてはいろいろの問題があると思ひますが、私はこの問題は非常に重要な問題であると思ひますが、どういふふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(稲田清助君) お話の点は大学充実の点で非常に重要な問題であり、御報告を待つまでもなく文部省としては年々努力して参つております。たとえば講座研究費は先年倍額に直したことがあります。本年の御審議いただいております予算におきましては、学費とあるいはそのほか旅費の一部等多少は増額いたしておりますが、まだ十分とは申せないと考えております。また一番大事な教授力の充実について申し上げます、やはり御審議いただいております予算におきましては、全講座の充実を企図いたしておりますが、これら教授力、設備施設等につきましては、この上とも充実をはかつて参りたいと思ひます。

○荒木正三郎君 そういたしますと、この講座研究費とか教官研究費というものは今後増額をしていくという方針であるというふうに承知していいわけですか。

○政府委員(稲田清助君) われわれといたしましては講座研究費、教官研究費、また関連いたします科学研究費、これらは学術の進歩、教育の充実のために今後ますます充実を期しております。

○荒木正三郎君 この講座研究費とか教官研究費が旅費等に使われておるといふことが前の委員会等で若干指摘されたことがあります。これは私非常に重要な問題であると思ひます。これは旅費が不足しておるといふふうなことから起つておるのかも知れません。しかしこういう費用がそういうために流用される、こういうことは非常に困る問題だらうと思ひます。どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(稲田清助君) 講座研究費、学生経費、学費等は校費を計算いたします積算の基礎でございまして、その間ももちろんこれは一体として使用するべきものであつて、必ずしも流用するとか、あるいは紛消が困るという性質のものではないと思ひますけれども、お話のように、やはりなるべくなら積算通りに実施することが理想でありますので、われわれといたしましては、ある年におきましては講座研究費そのものの増額をはかり、ある年には、ある年の経費である学費、学生経費あるいは旅費等の増額をはかつて今日に至つております。で、いずれの費用につきましてもそれぞれさらに充実する必要があると私どもは考えております。

○荒木正三郎君 この講座研究費とか教官研究費が光熱費とか、そういうために非常にたくさん使われてしまふ。実際の講座研究としての目的に利用される金は非常に少なくなつていく。これの何分の一かに減つてしまふというふうな実情があるというのを聞いています。が、やはり私はその周囲の予算ですが、これをかなり増額してやらないと、せっかく講座研究費が組まれておつても、これが研究のためにほとんど使われない、こういう私は実例、事実があるのじゃないかと思ひますがね。今局長はそういう点も考慮してやつていきたい、こういうお話ですが、これは今後大いに力を入れてやつてもらいたいと思ひます。そうしないとも非常に困る。

○政府委員(稲田清助君) お話の通りでございます、御審議いただきます予算におきましても、事務官の出張費

を従来三千円でありましたのを倍額に近い五千八百円に上げるというふうな点は、やはり御趣意のような考え方をもちて講座研究費を助けないという意図でございまして。

○荒木正三郎君 それから第三番目の問題は学生の定員の問題です。その中で今の学生定員の割り振りが国家の要請に適應しているかどうかという問題についてお尋ねしたい。で、大まかに言つて文科系統の学生定員、それから理科系統の学生定員、これが国家の要請に適合したふりに考えられているかどうかという問題です。私は先日工學系統の教授のみなさんと話し合ひをする機会を持ったわけですが、それから実際に産業界の人々もその中におられて、今日の大学の学生定員については、工學部系統のいわゆる技術者ですね、そういう方面の養成が不足しておるのではないかと、そして金のかからない文科系統の方が割合に多数を占めておる、これは国家の要請からいって変えなければならぬんじゃないかという意見が出たことを記憶しております。この際そういう点を文部省としては、私は慎重に検討すべきだと思つて、日本の今後の再建計画ともこれは関係のある問題だと思ひます。そういう問題についてどういふふうにご考へておられるか。

○政府委員(稲田清助君) 国立学校の入学定員が約五万といたしますれば、そのうち二万三千が教育養成でありまふ。それから一万七千が理工農医でございまして。残りの一万が法経文学、いわゆる人文系でございまして。従いまして人文系は全体の五分の一という程度になつております。私どもといたしま

しては、一般の私立学校がどうしても人文系が多い関係がございますし、また経費の関係等、国が力を入れますのがやはり理工系にありと考えております。このところ、われわれが努力いたしておりますことは理工系の充実でございます。今申しましたように、人文系が五分の一にすぎないというよりな数字は、決して世間で普通いわれている数字より、国立学校の人文系が過大であるということにはならぬように考えますが、御趣意のような工学は将来とも充実して参りたいと考えております。

○荒木正三郎君 これは私は非常に大きな問題であると考えております。今五分の一というなにお出しになりましたが、教員養成は別個の問題として考える必要があると思ふのです。私は日本の再建計画からいって、むしろ今後は理工科系統、この学生定員は漸次やはり増加をはかる、そうして技術面の優秀な指導者の養成に力を入れるべきではないか、こういうふうな考へておられるわけですか。そういう点について局長の答弁は、今のままでいいんだ、大体そういう答弁に受けとれるのですが、大臣からこれは伺いたいのでございませう。

○国務大臣(松村謙三君) ちょっと私今来たばかりですから、局長から……。○政府委員(稲田清助君) 私も今のままでいいと申しているのではないのであります。先ほど申し上げましたように、文部省として充実いたしますのは、私学が人文系に非常に数が多いし、いろいろ経費がかかるというような点からみて、国立としては理工系を

産業振興、あるいは學術振興というような見地から、さらに充実して参りたい、こういう考へであります。

○荒木正三郎君 非常にうまい答弁で、さらに充実をしていきたい。しかし私にはよくわからないんですが、そういう文科系統の学生定員、理科系統の学生定員の比率というものが、現在の状態で国家の要請に適合しているのかどうかという問題です。私はもつと理工科系統に力を入れて、定員も増加していく必要があるんじゃないか。私はここに文科系統を今減らせといっているんじゃない、もつと理工科系統を増員していく必要があるんじゃないかというのを御ねしているわけですか。

○政府委員(稲田清助君) これはやはり専門学科の種類にもよると考へております。絶対数におきましては、やはり昨年も今年も、理工科系統といえども、やはり就職に相当苦しいたしておられます。従いまして學術の進歩その他とにらみ合せて充実すべき面がいくつある方面にあるかということ、将来ともまた検討して参らなければならぬと思つております。それからいま一つ人文系におきましても、従来文部省所管において一万という定員を擁してあります人文系の大部分は、これは地方でございませう。地方には私立大学がございませう。従つて地方の文理学部、その他人文文学部等に依存する面がございませう。文部省としては、やはり最小限度この程度の人文系の学生定員を維持しなくてはならないという考へをもつて今日に至つて参つた次第でございませう。

○荒木正三郎君 私は最近産業界の声として、技術者の能力が戦前に比べて相当低下しているという話を聞くわけですが。私はその方面のことをよく知りませんけれども、そういう話を聞くわけなんです。こういう問題は文部省の方でも、そういうふうな能力の低下を来たしているんじゃないかということについてはどういふふうに判断をしておりますか。

○政府委員(稲田清助君) この点につきましては、年々各方面の御意見をなすべく広く集めたいと心がけております。お話をうかがう御意見も相当しつば聞くわけでありませう。原因の一つは、今までこの二、三年に卒業いたしましたる大学生は、中小学校以来、疎開とか勤労動員とか、あるいは途中における學制改革等に非常に悪影響を及ぼして學力が低下しておつた要素が多いと思ひます。これらにつきましましては、年々の卒業生が著しく改善せられておるといふ批判もよく伺ふことで立証できるだらうと思ひます。いま一つは、新しい大学が、どちらかというとなかなか、自分で工夫し、自分で考へるといふような基礎的學力の養成に努めておられる。これに対して昔の教育制度が、非常に細い狭い、しかし深い専門教育を与えておつた。この學力の相違を、非常に狭く深いことをよしとして今日の卒業生をはかつたといつたしますれば、これは足りないと思へられるのでありますけれども、同時に、將來応用の才能をもつて伸びる人を養成するといふ点からみて、これはこれから先相當長い目をもつて新しい教育が批判されることを期待したいと思つております。

○荒木正三郎君 その次の問題として

○国務大臣(松村謙三君) 大体お話し通りに考へておられます。漸次四年の制度に置きかえていきたいと思つております。

○国務大臣(松村謙三君) 大體お話し通りに考へておられます。漸次四年の制度に置きかえていきたいと思つております。

○荒木正三郎君 そこでその次にお尋ねしたいのは大府県ですね、相当人口の多い府県、そういうところにおいては教員養成の、四年制の一大学ではこれは学生定員の上からいっても、学生定員が非常に膨大になるといふふうな点からいっても、一学校、あるいは一学部、そういうことに私は限定して考へていくというには無理があると思ひます。そういう特殊事情は十分考慮され

なければならぬというふうな考へるわけですか。これは前の機会において衆議院においても決議された、こういう特殊事情については文部大臣は考慮する必要があるとお考へになつておるか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(松村謙三君) だいたい専門的なことになりましたので、局長から一応お答えいたしました。なお私が必要ならば申し上げませう。

○政府委員(稲田清助君) 一般の問題といたしまして、四年制、二年制の問題につきましては、近來漸次二年課程を減少いたしまして、四年過程を殖やしつづつてあります。そうしてそれがお話のように都會地あたりにおいてその傾向が大きく、また北海道あたりの僻地等を持つ地域におきましてはその傾向が少いのであります。ただお話のように大都會といえども二学部、あるいは二大学を設置する方がいかどうかという点につきましましては、現在大学の充実という問題が非常に要求されておられます。むしろ擴張は当分、充実を先として見合はさなければならぬというふうな現状におきまして、直ちに大都會といえども、こういう大学、学部を増設するといふ点について、いきかゝる問題だと考へております。

○荒木正三郎君 そすると、今の局長の答弁は、衆議院の文部委員会におけるいわゆる決議ですね、これは適當でないというふうな説明されたのですか。

○政府委員(稲田清助君) 御決議の方面に別に対抗してはないのでございませうけれども、この問題と大學行政、あるいは一般文部行政全般にとらみ合ひま

なればならないというふうな考へるわけですか。これは前の機会において衆議院においても決議された、こういう特殊事情については文部大臣は考慮する必要があるとお考へになつておるか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(松村謙三君) だいたい専門的なことになりましたので、局長から一応お答えいたしました。なお私が必要ならば申し上げませう。

して着手の前後、あるいは軽重緩急というようなことを十分考慮しなければならぬ問題だと考えております。

○荒木正三郎君 私はこの問題は明瞭にしておきたいと思つたのです。決議の趣旨には賛成なのか、あるいは反対なのか、そういう点は明確にしておいてもらいたい、かように考えます。

○政府委員(稲田清助君) 決議のねらわれました教員養成、教育の充実、特にその四年課程の大会会その他特殊地域における充実をはかるべしという点につきましては、もとよりわれわれといたしましては、もとよりわき課題であると考えていたのでござい

す。ただこれを考えました場合に、決議の問題となりまると、具体的に北海道から九州に至るまで、関連する同じ問題を包蔵する大学が非常に数多くございまして、ともにこれは解決を求め

ておるわけでありまして、その一つを取って他を捨ててというわけにはいかないといふことは、全体を眺めたいし、また、われわれの計画におきましては、一応施設、設備において二十数億、あるいは経常費におきまして三億の余、人員にして六百人以上の増員、これはかなり大学の行政につきましても大きな仕事でございまして、

まだこれを現実するといふような計画が立ちにくいといふことを申し上げておるわけでございます。

○荒木正三郎君 次の問題は府県立の医科大学、これは漸次国立に移管する、こういう方針を従来文部省はとつてこれたといふことは承知しております。特に戦時中に府県立で医科大学は相当充足いたしました。これが自治体の財政上経営できないといふようなことから漸次国立に移管していく、こういう

方針を私は文部省としてはとつてきたと思ふ。この方針は今後もとられるかどうか。これは松村文部大臣の方針では、そういうのは打ち切りたといふふうには、もともとないことではないわけですか。

この法律にはたしか鹿児島県の医科大学を国立に移管するといふ点、私はあつたように思ふのですが、まだほかに残つてゐる点もあります。そういう点は文部大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(松村謙三君) 私の新設大学に対する考え方は先般申し上げましたようなわけでありまして、もちろん財政の都合がゆるせばそれはまた何でもすけれども、現在県でやつておる大学を国へ移すといふようなことは、ただいまの場合においてはいたさない方が適當であつて、そうしてそれをもつて内容の充実を充てしむべきものだと考えております。

○荒木正三郎君 そりすると松村文部大臣になつてからこの点については方針が全然変わった、こういうふうに解釈せざるを得ないと思ふのです。

○国務大臣(松村謙三君) 私、以前の方針は存じませんが、今度ここにこれだけ出しましたのは、これはすでに先に予約ができ、また予算が、準備のための予算ができただけのものを入れたのでございまして、これからあとはしばらく整理充実の面に全力を尽したいと考えております。

○荒木正三郎君 まあこの問題はこの程度にしておきましょう。

最後に文部大臣にお尋ねしたいことは、中央教育審議会、あるいは日本学術会議、こういう機関から文部大臣、あるいは総理大臣にあてていろいろ

の要望事項が出ております。こういう機関の要望に対して文部大臣は十分尊重をしてやつていくといふお考えをお持ちでいらっしゃるかどうか、お聞きしておきたいと思ふのです。

○国務大臣(松村謙三君) これは、學術方面の最高の機関であります。これらの決議等は十分に尊重をしていきたい。それは財政の都合などで直ちに実現するほどにはいきませんが、尊重はいたして処理していく方針には変わりはないと思ふ。

○荒木正三郎君 私はその内容の一端を今大臣にお伺いしようと思つて、そのうち、そういふ十分尊重してやつていくところはお考えであれば、私はきょうのところはそれで十分でございます。

ただその中に一つだけ問題としてきょうあげたい点は、大学に入学を希望する学生と、それから収容する学生定員との間に相當の開きがあつて、非常に入学難を來たしているといふことは御承知の通りであります。この問題は私は非常にむずかしい問題であると思ふのであります。文部大臣は内容の充実をはかつていくのだ、だから今後学生定員を増強するといふ考えはまずないといふふうな受け取れるわけなんです。

一方しかし大学教育を受けたいといふ希望者は非常に多い、この資料によると大体三分の一程度が入学できておるといふふうにも私は考えられる。特に最近近高等学校を卒業して、そうしてそのまま大学に入ることもできるのは、大体半数以下ぐらいじゃないかと言われている。これは聞いておるわけです。

大学でもいろいろあると思ふのですが、普通国立大学の場合は、特に著名な大学においては高等学校を卒業してから

一年とか二年とか、あるいは多いものは三年も予備学校に勉強して、そうして準備をしてやらなければ入り得ない。このことがまた一面高等学校に大学の予備校的な色彩を出してきて、最近私はそういう色彩が相当強く出てきておると思ふ。こういう問題はやはり私は重要な問題として考慮されなければならぬといふふうに考えるわけなんです。もちろん国の財政面からいって、にわかに学生定員の増加をはかるといふことはできないかも知れませんが、しかし今申し上げたような実情は、私は等閑に付することはできない性質の問題だと思ふのです。そういう面からいって、この問題については文部省としても十分検討をしていこう、

あるいは文部大臣のこの問題に対する所見をこの際お伺いして私の質問を終わりたいと思つております。

○国務大臣(松村謙三君) 今お話の点は非常に重大でありまして、そうして困難な問題だと思つてございまして、今お話のような入学の志望者は三倍、五倍、甚だしきは十倍などというように激甚な状態でございますが、一面卒業した人たちの状態をみますと、これがまた今日では数方も職を得ないものがあるといふようなことであります。その間の調整といふものが非常に困難なものでございまして、最高学府を一つの修養の場所としておる学生はきわめて少いのでございまして、多くはそれによつて職を求めよう、そうしてその職を得ないといふ現実では、どうも入口の門戸を狭げて、そうして社会への入口は狭められているといふ現在の状態では、その間の調整を非常に必要

とすることはお話の通りであります。先刻のお話もございましたが、大體社会に要する年々の卒業生は詳しく一度十分調査をする必要があるといふことをこの間大学長会議のときにもいろいろ話を承りましたが、事実その通りだと思ひます。しかし、事実その通りだと思ひます。しかし、事実その通りだと思ひます。しかし、事実その通りだと思ひます。

○安部三三子君 私は文部大臣がお見えになりましたから、一点だけお尋ねしておきたいと思ふ。と申しますのは、私は四月の初めにアジアの諸国会議へ出席した前日に文部大臣に、下関の吉見の水産講習所、これは農林省の所管になつてゐる学校であります。が、学校とはいへない教育をするところでありまして、その水産講習所を文部省に移管して、単科の大学にする意思はないかどうかといふことをお尋ねした次第でございまして、ところが大臣は、ただいま聞いたばかりのことだから、よく研究しておくとおっしゃいました。が、すでに三ヶ月もたちますので、大臣には、いろいろ十分なる御研究ができたと思ひますが、この問題についての所見をお尋ねいたします。

○国務大臣(松村謙三君) そのことにつきましましては、その後農林省からは何らのお話もございせんし、こちらから進んで大学にするといふこともまだ考へておりませんので、そのまゝになつてゐるやうなわけでございます。実は農林省あたりの考え方は、学問の研究も、それでございまして、けれども、訓練と

いうことに重きをおいておりますので、これらのことはどういふふうに考
えておりますか、私のほうにはその程
度しかわかっていないのでございま
すが、さよう御了承をお願いいたした
のであります。

○安部キミ子君 私は今大臣のお話を
聞いて、少々おかしくなったのです。
と申しますのは、私がインドへ行きま
す前に水産庁の長官は、はつきり、文
部省のほうの話し合いがつけばいつで
も、今年度中に移管するような準備を
整える。それについて文部省の、今こ
こには稲田局長もおられますが、稲田
局長ともゆつくり話したいし、また課
長さん級の方は、しばしばこの問題で
具体的な話をしておられるように聞い
ておりますが、大臣はそのことについ
て一向関心がなさそうに聞えますが、
どうでございましょうか。

○國務大臣(松村謙三君) これは一
つ、局長からよく御説明を申し上げま
す。
○安部キミ子君 ちょっと局長さんの
発言待って下さい。私は大臣の所見が
聞きたいのです。先ほども申し上げま
したように、もう三カ月もたちますの
で、こういうふうな国立学校設置法の
一部を改正する法律案というふうな
ものが出ています以上は、この問題も含
めて、文部省はすでに用意ができてい
ると思つて、実はさきよりここに出たわけ
です。先ほどは大臣がお見えにならな
い様子でありますので、私は質問をし
ないといふふうに皆さんには申しまし
たけれども、この問題はやはり大臣の
肚を聞かなければ、ほかの局長さんや
そのほかの文部省の方も、話のしやう
がない、方向の前進がないと思ひます

ので、私は文部大臣の心からの決意と
所信を聞きたいと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) よく調べる
と申しておりますが、その後にな
りまして、この大学移管には先刻来も
申し上げました通りに相当に詰つてお
りまして、すでに先に予算措置をいた
したものの、約束をいたしたものである
ことに限らざるを得なくなりまして、
農林省のものを移管することとしま
では運ばなかつたのでございまして。さ
よう御了承をお願いいたします。

○安部キミ子君 そうしますと、水産
庁及び農林省のほうからは、大臣には
一言もお話がなかつたということにな
りますか。

○國務大臣(松村謙三君) 私のほうか
ら、それをこちらのほうへ下さいとい
うことは申したことはございせん
す。
○安部キミ子君 私は水産庁ないし農
林省から文部大臣に対して正式な申し
入れはなかつたかということを開いて
おるのです。

○國務大臣(松村謙三君) それは
ちよつとお待ち下さいませ。
○政府委員(稲田清助君) 私のところ
にも、水産庁からあるいは講習所御当
局から何らの申し入れはないのでござ
います。

○安部キミ子君 そろしますと、私が
四月以前にいろいろお話ししまして、御
承知のように稲田局長もいろいろな経
過をお話ししまして、九月には大学設置
審議会にかけようかといふふうに考え
ておるといふふうな御意見も聞いたと
思ひますが、その後その話は水産庁か
ら全然話もないし、それから文部省
でも全然この話を取り上げてみんない

討論しなかつたということになるの
ですか。

○政府委員(稲田清助君) 九月にかけ
ると申したのではなくて、もし移管す
るといふことになれば九月を過ぎては
できないと、昨年の九月過ぎに申し上
げた次第でございまして。正式には水産
庁長官からもあるいは講習所当局から
も、文部省には別に移管を受けてもら
いたいといふ話し合いはございませ
ん。ただ課長と課長との間において、
一体大学になるにはどういふ要件を備
えたらいいかといふことを、先方の課
長が私の局の課長のところへ聞きに来
たことがたしか一回かそこらあるよう
に記憶いたします。

○安部キミ子君 大臣は今後大学につ
いての考え方を、特色を發揮したよう
な学校の形式にしたい、いわゆる総合
学でなくて、そういうふうな単科の大
学にしたいといふふうな御意向がある
やに先ほどの発言で承つたのであり
ますが、さういふことになりまして、当
然この大学も単科の大学の行き方で出
発しなければならぬと思ひますが、
大臣はどういふ考えでいらっしゃい
ますか。

○國務大臣(松村謙三君) それは
ちよつと私の誤りであつたかも知れ
ませんが、特色を持たなくてはなりま
せんけれども、総合大学を単科大学に
移すといふような考えではないのでご
ざいまして、総合大学のうちにも特に
特色を持たせる、こういうことを申し
上げるわけにございまして、その学
制の改革を意味するものではございま
せんのです。

○安部キミ子君 そろしますと、国立
学校設置法の一部を改正する法律案の
骨子というものはどこにあるのです
か、主目的。

○政府委員(稲田清助君) これは法律
の改正法規でございまして、具体的
に予算に計上して新設する学部がど
こそこであるといふことそれ自体を明
示するのに意圖したものと考へてお
ります。

○安部キミ子君 そろしますと、骨子
という、目標といふものなくしてただ
法案を作つたといふことになるので
すか。

○政府委員(稲田清助君) かくのご
とくいふ官制的な意味を持ちます法
案はただ事実を事実として明らかにす
る以外には目的を持たない性質のもの
だと思つております。

○安部キミ子君 目標がなくしてそのよ
うな形式を遂つて法律を出すというよ
うなことがあるかどうか。これは大変
私はおかしい話だと思ひますが、どう
でしょう。

○政府委員(稲田清助君) 法案の理由
といたしましては、国立大学の学部及
び大学院並びに国立短期大学の開設等
について規定する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である
と考へます。

○安部キミ子君 私は教育といふもの
は一つの目標がなければならぬもの
だと思ふ。その下に教育が成り立つと
思ひます。従つて先ほどいろいろ荒木
さんのほうからも国家の要請にそぐわ
ない教育をしてゐる。たとえば理科系
統が少いとかといふような話もありま
した。また文部大臣は、国はどういふと
ころに要請をしてゐるかわからぬけれ
ども、入学したいといふ人はたくさん
あるのに学校は少い。あるいはせつか

く学校を出ても就職ができない、こ
ういふふうな矛盾したのが日本の教育の
現状だと思ふ。この行き方ではどうに
もならないとおつしやつたのが先ほど
の文部大臣の私は発言だと思ふ。そ
うすると、今の日本の教育は一体何の目
標があつて教育機構が成り立つてい
るか、教育といふものがなされてい
るか、私はこれは意味がないと思ふ。こ
ういふことをそのままに放置しておく
といふことは、文部大臣としてもまた
國としても重大問題だと思ひますが、
文部大臣はどう考へられますか。

○國務大臣(松村謙三君) お話の次第
はよく承りますが、これを出しまし
たのは、今日ではずつと学校の設立も
法規によらざるを得ませんから出しま
したのでございまして、これを出す一
つ一つにつきましては、それはそれぞ
れの目的もあるわけにございまして、
さういふ意味においてどうか一つ御了
解をお願いいたしたいと思ひるのでござ
います。

○安部キミ子君 私は教育といふもの
は根本的な方針があつて教育がなされ
なければならぬ。國の教育方針とい
うものがさういふふうにあつて初めて
文部省はその方向に動いていくとい
うのが私は文部省の行き方であり文部大
臣の教育方針じゃないかと思ひので
す。ところが今の日本の教育はさうで
なくて先ほど申した通りであります。
私が今水産講習所を単科の大学にして
もらいたい、これは私個人の要望じゃ
ありません。当然國の方針とすれば、
今東京に単科の水産大学がありますけ
れども、またほかには総合大学の中に
水産学部といふものがありますけれど
も、地理的にもまた今後の水産上の立

場に立つて考えましても、当然下関のあの地に単科の水産大学を作ることが当然だし、また完全な大学の組織になつてゐるその機構をそのまま水産庁ないしは農林省に移管して、文部省は知らん顔をしてこれを放つて置くといふようなことも私は相当責任問題だと思ふわけですが、当然教育機構は文部省に統合した一本のものにして教育はなされなければならぬ、国の大事な予算も非常に合理的に国民が納得する方向に使つてもらうことが私は文部大臣としての責任でもあると思ふ。全国にたくさんある学校がありますけれども、他省の所管になつてゐる大学といふのはおそらく水産講習所だけじゃないかと思ふわけですが、このような状態に置かれて、私は農林省のほうから何の申し入れがないとか、あるいはこちらのほうから働きかけて話を持つていくことは物ほしそに思つていてやだとかいふふりな、そういう何となく、セクト的な気持でこの大事な教育を放置しておくといふことは私はどうかと思ふ。当然文部省は進んで、これではいけないのじゃないか、またその学生の立場に立ちましても、四年間も五年間も学校に行つて教育を受けておきながら、大学卒業生という資格ももらえない、中等教員以上の資格ももらえないといふふりな立場では就職にも困るのだ。あらゆる観点から当然これは文部省に移管してもらつて、そして単科の大学の立場で、ことに日本が占めてゐる水産業界の責任ないしは立場というものは非常に重大であります。これは私が申すまでもないこととでありますので、積極的な文部省の動きが私は望ましいと思つておつた

わけです。先ほど申しましたように、私がこの話を大臣に御相談しましたときに、あれは四月の初めでありましたから、もう間もなく三カ月になります。こういうふうな大学問題が取り上げられるようになれば、当然この問題も何かの形で解決されようとする曙光が見えるのは当然だし、また今日の質問にしましても、私は大臣にりっぱな御答弁をいただけるものと思つていました。私は大臣が先ほどお見えにならなから、この問題は出すまいと思つてしまつたけれど、せっかく大臣もお出でになつたし、この問題を放置しておけば、九月の大学設置審議会にもいろいろの用意が間に合わないといふことになりましますので、私は今日大臣の御意見を聞ききたわけでありましますけれども、そういう事情でありますので、大臣のお話を聞きましますと、余り関心もなさそうだし、また研究してお出でにならないようだし、また文部省の方で積極的に水産講習所へでも視察に行つていろいろなデータをとつてきて、こうこうこういう結論になるといふような熱意もなさそうだとということを見ますと、私は非常に遺憾だと思ふ。そして強くお願いしておきたいのですが、九月の大学設置審議会に、この問題が当然持ち出されるように、水産庁ないしは農林省の方に積極的に働きかけていただいて、受当な結論が出ますように、これは要請といひますか、そういうお願いを兼ねておき次第であります。質問はこれで終ります。

○委員長(笹森順造君) 他に御発言ございませんか。他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(笹森順造君) 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをいただきます。別に御意見もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(笹森順造君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。
「賛成者挙手」
○委員長(笹森順造君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致で可決して原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第四百四条により、本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続きにつきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(笹森順造君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたしました。それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。
多数意見者署名
吉田 萬次 竹下 豊次
荒木正三郎 雨森 常夫
大谷 豊潤 佐藤清一郎

川口爲之助 加賀山之雄
安部キミ子 村尾 重雄
松原 一彦
○委員長(笹森順造君) 次に、教育、文化及び學術に關し大臣に質疑のある方はこの際御発言願ひます。なければ前回の理事会において御同意を得ましたように、次の法案の審議に移りたいと思ひます。
○委員長(笹森順造君) 次に、日本学校給食会法案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願ひます。
〔速記中止〕
○委員長(笹森順造君) 速記を始め

近全国的に学校給食が非常に普及して参りまして、従つて、日本学校給食会が取り扱う学校給食用物資、主としてこれは脱脂粉乳でございますが、非常に量が大量になつて参つたのでございします。年間約一万吨に上る脱脂粉乳を取り扱うといふようなことになつて参りました。従つて、こうした非常に大量の物資、従つて、これに伴ひまして、金額としてもかなり大きな金額のものを取り扱うといふことになりました。たので、どうしてもこれは国の代行的な仕事といふように考えられるわけでありまします。従つて、こういった大きな仕事を扱うには、やはり法令の根拠の下に、もつと国の監督も厳にいたしまして、一そう徹底するといふことが必要じゃなからうか、また場合によりましては、この特殊法人にいたしまして、国としてもこの給食会に助成をするといふことも必要になつて参るといふふうに考へまして、従来の財団法人日本学校給食会を解散して特殊法人にする、こういう趣旨の法案を御提出申し上げたわけでありまします。
○竹下豊次君 ただいまの御説明を承りますると、別に現在の財団法人でもつて運営にあやまちがあつたとかいふようなことがあるわけじゃないが、一そう強化するために特殊法人の日本学校給食会といふものにした、こういうふうな御説明のうちに承ります。が、財団法人のままにおきましますならば、政府の監督指導とかいふようなものが特殊法人にした場合よりも力の弱いものになるといふやうな、そういうふうな使ひわけはあるのでございませうか。私は法律をよく存じておりますので、その区別を、財団法人

の場合と特殊法人にした場合とをどれだ
け法的に相違があるか、国の監督の上
において、国の指導の上において。そ
の御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申し
落しましたが、現在の財団法人日本学校
給食会に何か欠点がある、あるいは非
違があつてこの際これを特殊法人に改
組するというわけのものではございま
せんので、私どもとしてはこの学校給
食の仕事によりよく円滑に行うといふ
目的のために特殊法人にするといふこ
とを実は考へておるのでございませう。

ちろん財団法人日本学校給食会であつ
てこれこれの欠点があつてといふこ
とではありませぬけれども、やはり先
ほど申しましたように、これは所管大
臣が文部大臣になるわけでございます
が、監督官庁としての監督の系統も
はつきりさせる、場合によつては監督
命令もこの特殊法人に出すという規定
も設けておきまして、法令の根拠のも
とにこれを運行していくことの方が、
一財団で、まあ、いわば隠微に申し
ますか、まあ、はつきりしない形態の
うちにこの大きな仕事をやっていくの
はいかがなものであらうか、こういう
ふうに考へて、従つて特殊法人になら
ずすれば、学校給食の仕事も本来なら
ば国で直接やるか、あるいは国の代
行的機関でやるべきものであるが、国
でやるということになりますと、こ
れはまた非常に人員等も要するとい
ふようなこともありますし、そういつ
た面から代行的機関としての特殊法人
を作つた方がよいのではないかといふ
ふうに考へておるわけでございます。

○竹下豊次君 私がお聞きするのは、
財団法人のままにしておきまして、
政府の監督の手が及び得るものであつ
たならばそのまゝにしておいてもいい
ではないか。それを組織をおかさない
については、財団法人のままにして
おいて、法規の上で政府の手が、監
督の手が伸び得ないやうな制限でも受
けるやうなことがあるならば、少しで
も手の伸びやすい特殊法人に組織がえ
するといふことが必要であるであらう
けれども、もしその不安がないならば
そのまゝにしておいて、今までの指
導、監督がゆるかたならばそれを強
めていくといふことではないか。これは
何か法律の根拠が、どこに違ひが
あるかといふのが私の疑問なんです。

○政府委員(寺本廣作君) お尋ねの御
趣旨の通りでございます。財団法人で
あれば、御承知の通り民法の法人とし
て民法の規定に基づく主務大臣の監督
権といふことになります。文部省ではそ
の主務大臣の監督権を行使するための
省令を作つて、省令に基いて監督いた
しております。しかし監査であるとか、
命令であるとかいふやうなことは、
民法に基づく規定では十分に行えない状
況でございますので、大量の物資を政
府に代行して扱はせざる關係もござい
ますので、この際監督の権限を強化
し、あわせて事務費の助成などをして
したいと、かようなことで、まあ法律
的な根拠をほしいわけでございます。

○竹下豊次君 そうすると、こういう
ふうに承つてよろしうございませう
ね。その監督は政府としてできないわ
けではないけれども、文部省としては
できるという点を今度変へますとい
ふと、その点が伸びやすくなる。しかも、
この給食の問題はもとより文部省が
中心になつてやるべきであると、こ

うふうのお考えと了承してよろしう
ございませうか。

○政府委員(小林行雄君) 大体まあ政
務次官がお答え申し上げた線ござい
ますけれども、なお私も特殊法人に
いたしますと、職員も御承知のやうに
公務員的な取り扱ひを受けるわけに
ございませう。職員の身分等も變つて参
ることになるわけでありませう。それから
これは、役員につきましては文部大臣
が任免権と申しますか、解任権等も
持つて参りまして、従つて先ほどの公務
員的な取り扱ひと合せて、まあ民法の
財団法人と違つて、罰則の適用も場合
によつては受けるといふやうなことも
起り得るわけでございますので、監督
権も従来の財団に比べて非常に強化さ
れ、強くなつて参る、こういうふう
に考へておる次第でございます。

○吉田萬次君 ただいまのお話によ
りまして特殊法人となると、いわゆる官庁
同様のになる。従つてこれがちやうど育
英会のようなふうになるものと解釈い
たします。そうすると、従つて会計検
査といふものも厳密に、私はこの措置
といふものがきつめて妥当であると考
えております。

それからミルクの問題であります
が、大体これは農林省との關係が非常
にあるのでありまして、今度農林省で
は酪農奨励のために六千五百萬円の
補助金を出してありますが、ところが
が、この国内産ミルクの大体の量とい
ふものは、私が見たところでは脱脂ミ
ルクを十二万トンだと思ひますが、そ
のうち国内産が二万トンであります
が、これがポンド七十五円でありま
す。それからアメリカから輸入するも
のがポンド十八円くらいだと想像いた

します。そこで七十五円のものゝ補助
金によりましてこれが六十円となる。
その六十円といふものと、この十八円
といふもののプール計算によりまし
て、大体府県においては二十円くらい
のものになると思ひます。ところで運
賃だとか、保管料だとかいふものが
兒童の負担になつて、事務費、連絡費
あるいは検査費といふやうなものが
庫の負担となつていふやうに解釈す
るのであります。これにつきまして今後
六大都市に對する処置といふものが別
扱いになるやうに用いておりますが、
それでございませうか。

○政府委員(小林行雄君) 従来大都市
に對しては、県内に對する取り
扱ひは大体その県内にある都市を分け
ませんで、一県平等の取り扱ひをさせ
て実をきいてはいるのでございませう。この
点につきましてはいろいろ意見がござ
いまして、大都市には大都市の行政上
の要望もあるし、大都市には学校給食
に關する事務の総合的な企画、あるい
は配給面もぜひやらしてもらいたいとい
ふ要望も在来から非常に実は強く
あつたのでございまして、文部省とし
てもいろいろ検討はいたしておつたの
でございませうが、人口まあ大体五十万
以上の都市については、一応その大都
市の主管の行政としてその大都市に学
校給食に關する企画的な仕事、あるい
は配給に關する仕事もやらしたらい
いではないかといふ、一応の結論に達
して、このたびの自治法にはそ
うな次第でございませう。

○吉田萬次君 これはきつめて重要な
問題でありまして、六大都市とい
ふと、福岡も入ると思ひますが、この大

都市といふものゝもし切り離される場
合を想像いたしますと、運賃、ある
いはその他の面が非常に便利であつ
て、大都市の生徒、兒童といふもの
の負担といふものが非常に軽くなりま
す。もちろんその土地に港灣があれば
船によつて直ちにそこへ運ばれる、し
かも運搬といふことはきつめて簡単に
行われる、ところが山間の僻地へ参り
ますと、運賃とか保管料とかいふもの
が相当にかかると思ひます。それが
プールによつて計算されておきます
と、県のうちでも受ける子供の恩恵と
いふことが同じことであるといふけ
れども、しかしここに六大都市といふ
ものが別になりますと、私は愛知県で
ありますけれども、名古屋での子供
の負担といふものとそれから僻地にお
けるところの山間の子供の負担とい
ふものがそこに変つてくると思ひます。
私はなるべくこういふふうのことにつ
いて都市とか六大都市だけが特別な扱
いを受けるといふやうなことがなくし
て、一般が同じやうな恩恵を受ける、
そうして負担の均衡といふことがはか
られるほうが適當ではないかと考へま
すが、大臣どういふふうにお考へにな
りますか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど
ちよつと申し忘れましたが、在来
は県内一本の区々的な値段でやつてお
りましたのですが、このたびの地方自
治法の改正がありまして、できれば
その範圍を政令で定めたい、従つてま
あ値段といふやうなものについてはな
るべくたゞいま御指摘のありましたよ
うに、大都市は非常に交通の利便等も
ありまして安く、僻地の地は非常
に高くなるといふたやうなアンバラ

スがなるべく生じないように、できるだけその範囲は政令で定めるといふようなことになって参りたいといふふうに現在考えております。

○国務大臣(松村謙三君) 今の局長の答弁でよろしいと思ひますか。私も事務的のことはあれですが、やはり都会も地方もできるだけ均一にいたしたいとは考えております。

○吉田萬次君 よろしゅうございますこれは。それからもう一つ、私はただいまの問題につきましてはなるべく均等に配していただくより、六大都市の子供だけがといふふうなことがないように、全国的にこれを処置していただきたいといふ希望を述べておきます。

それからもう一つ希望を述べておきますのは、この問題は農林省との関係が非常に深いと思ひます。従つて生乳を飲ませるにいたしても、地方的にあるいは脱脂乳を、これを使うにいたしても、農林省のほうからも文部省に対する重圧が加わりはしないか。それからまた文部省が酪農奨励のためにどういふふうの方針をとつてくるかも知れないといふことであります。が、ただいま申し上げましたように、一ポンドの差でも、すでにどうかという、七十五円と八十四円といううな差ができておるときであります。これは非常に大量のものであります。従つてこの影響するところが大きいと思ひます。従つて文部大臣が農林省に対する立場といふものもあると思ひます。従つて相当にわゆる文教の立場からこの問題については関心をもちたいといふことを希望を述べておきます。

○委員長(佐藤順造君) 委員長からたゞいまの重大な御発言に対してお答えをしたいと思います。ただいまの吉田委員の御発言を尊重いたしまして、適当なる機会において農林当局からこの問題を聴取したいと思つて、さよう取り計たいと存じます。

なおこの際申し上げますが、文部大臣に対する他の要求もございします。で、この際特に文部大臣に御質疑のある方は御遠慮なく御発言を願ひます。

○川口爲之助君 この法案は一面において指導機関であり、また一面においては企業体でもあるように考えます。そこで事業の資金が借り入れ金とそれから利子補給、これによつて賄われておると考えるのであります。万が一給食費の不払い、もしくはその他の事故によりまして欠損を生ずるといふようなこともないとも限りません。さうな場合にはその経理関係はどういうことになりまうか。

○政府委員(小林行雄君) 日本学校給食会がたゞいま御指摘のありましたように一面指導と申しますか、普及の面の仕事もいたしますが、併せて物資の配給といったように企業的な仕事もいたします。この企業的な面で、たとえば月々粉乳の配給をいたしていきまう上に、災害その他のような非常に大きな思わざる欠損が生ずると、非常災害のようなものについては、やはりこれは国の財政的な援助でこの欠損を補わなければならないと思ひます。しかし通常の経済関係から生ずるような、まあ経済変動と申しますか、多少の経済変動、その他まあ通常の欠損といふようなことにつきましては、やはり学校給食を受けます児童、あるいは府

県、父兄から徴収いたしまする学校給食費で、ある程度賄つていかなければならないものと考えております。

○川口爲之助君 地方によりましては給食費の不払いがかなり多く出ているところもございします。その種のものは、やはりその土地の学校なり、あるいは教育庁、いわゆる支所において整理をされることになりまうか。

○政府委員(小林行雄君) 事実地方で、実際学校で給食費の支払いのできにくいような子供もだんだんございします。現状ではそれに対しては市町村等でその経費をある程度持つてやつておるといふものが相当ございします。また中にはPTA等でこの経費を相当負担してやつておるといふのが実情でございします。

○川口爲之助君 この給食会の役員であります。現在の財団法人の組織を拝見いたしますと、大部分が公務員によつて組織されておる。今回の場合が兼職を禁止する、専任を建前とするといふことに相なつておるようですが、この組織はどういふふうになさるすか、その点を承わりたいと存じます。

○政府委員(小林行雄君) これは現在の給食会、財団法人としての給食会は、従来文部省の管理局長が会長であり、理事長は専任でございしますが、理事は大体関係のございしましたところの、ことに府県の代表的な給食関係の職員といふようなことで仕事をしておつております。今回の特殊法人になつておりました場合に、この役員といたしましては、理事長は専任、それから理事は三人以上五人以内といふことになつておりますが、実際に専任とい

たしますものは一人でございします。それから幹事も大体一人。あとの理事あるいは幹事等についてはやはり関係各省の人間、その他まあある程度の兼職を認めざるを得ないことになると思ひます。この特殊法人としての予算につきましても、さうした事前で予算の編成をいたしておきます。

○川口爲之助君 そういたしますと、兼職を禁止するといふ建前は、ある程度緩和されるわけですか。もしこの専任の者をもつて充てるということになりますれば、相当程度に人員が減らされるのではないかと、かように考えますが、いかがですか。

○政府委員(小林行雄君) この法律案の第十三条に兼職の禁止といふことで条項がございしますが、ここにございしますように理事長はこれは当然専任でございします。それから理事も専任は一人として、あとの二人乃至三人程度は職務の執行に支障がないといふことを見定めて、これは兼職を認めざるを得ないようなことになつております。予算の建前からいたしまして、そういうふうになりますので、実際このに、第九条に役員として載せてございします理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人といふふうになつておりますが、実際に専任者としてこの給食会の役員となる者は、たゞいま御質問にございしましたように、この表記通りの数字にはならない、ある程度減つた数字になるということになるわけでございます。

○川口爲之助君 この給食会の運営に對する予算を拜見しますと六千万何がしかといふことになつております。そのうち五千万が施設補助費、それから

して残りの一千余万円が事務費、運営費といふことになつておりますが、今私の申した専任の者をもつて充てるならば、一千余万円の経費は相当軽減されるのではないかと、かように考えます。そこでなるべく兼任をやめて専任の者でやつてもらいたい、かように希望するわけですが。

○政府委員(小林行雄君) 日本学校給食会の事務費に對する本年度の予算は、先般資料の御要求がございましてお配り申し上げたと思つておりますが、本年は大体四月から九月までは財団法人としての経費で組まれておりますし、十月以降がこの特殊法人といふことで組まれております。財団法人としましては三百九十五万八千、それから特殊法人として六百九十九万五千といふことになつております。ただいまお尋ねの件でございしますが、専任者を多くするといふことは、これは専任者として給食を相当やり出さなければなりませんので、かえつて特殊法人としましては役員員の給手が増してくるというところになると考えております。

○川口爲之助君 この会の取り扱います物資、これは脱脂粉乳と麥でございしますか、この二つに限られておると思ひますが、その他に何か取り扱う予定はございせんか。

○政府委員(小林行雄君) 従来財団法人といたしまして扱つて参りました主たる物資、学校給食用物資といたしましては、これは先ほど来御説明申し上げましたような脱脂粉乳でございします。ほとんど業務の大半はこの脱脂粉乳の取扱ひといふことでやつておりましたのですが、それ以外にも多少地方の御要望等もございまして、水産のカン詰を

取りまとめて農林省等とも話し合います。ごあつせんをしたこともございます。將來この特殊法人に切りかわりました場合を考えてみますと、やはりさしあたっては在来の財団法人の現状でいくことになると思ひますけれども、速い先のことになりまして、やはりいろいろ地方で要望しているもの等もだんだんございまして、そういう一面、たとえ何と申しますか、マーガリンであるとか砂糖であるとか、そういうようなものもある程度考えて給食用の物資として取り扱われるような要望もございまして、そういうものも時期が参りますれば勘案することになると考えております。

○川口爲之助君 先日本会議において大臣は国内産の粉乳それからなま乳の団体給食をいたしたいと、こういふふうにおっしゃられました。このなま乳を団体給食するということは、今畜産振興法の問題もございまして、その面から見ましてきわめて重要な問題であります。なま乳を給食するということが、地方によりましては不可能な所もございまして、可能な場合におけるなま乳の給食の方法、そういうふうなものは、どういふことに取り扱われますか。この点を一つ。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食を実施いたします建前といたしまして、やはり食生活の改善ということとあわせて、父兄の負担というところもある程度考えざるを得ないわけでございます。で、先ほど来御質問にもいろいろございまして、現在まことに残念なことでございますけれども、国内産の脱脂粉乳にいたしまして、またなま乳にいたしまして、従来外国から

輸入した物に比べて比較的割高でございます。従つてなまのままで脱脂粉乳にいたしまして、なま乳にいたしまして、これは学校給食に比しますと、父兄の負担が非常に高くなつてくるといふこともございまして、かなり障害が実はあるのであります。ただ脱脂粉乳等につきましては、本年度から多少農林省の方にも学校給食にのせる脱脂粉乳に対する援助としまして予算が取れておりましたので、そういうものを取るつもりでございます。なおなま乳につきましてはこれはたゞいま御指摘のありましたように大体酪農地帯が中心でございまして、酪農地帯等と比較的手軽になま乳を採用することができるところにつきましては、従来も文部省としてできるだけなま乳を採用するように勧奨をしておるわけでございます。可能な地帯ではできるだけ、衛生的な面から間違ひ等も起らないような工合で、できるだけそうしたものを用いてもらいたいというところも考えております。

いづれにいたしまして文部省としては、やはり学校給食を通じて、あわせて国内の酪農というものが振興されるということになりますれば非常に幸いであるというふうに私も思つては考えておる次第であります。○川口爲之助君 大体話はわかりました。なま乳につきましては一つこれから力強く指導していただきたいと、かように考えております。以上で終ります。○吉田萬次君 ここに給食法ができました。余り農産物による小麦の輸入ということが根幹になつて

この問題ができたのかと思ひます。またこれを機会に、かような法案ができたといふことはすこぶるけつこうなことでと思ひます。これはたゞ余り農産物がなまのうちにございまして継続しておやりになるかどうか、お伺ひいたします。

○政府委員(小林行雄君) 実はこの時期はたまたま符合したのでございまして、けれども、学校給食会の特殊法人化というところにつきましては、在来から学校給食関係で非常な要望がございまして、私たちがとしては前からいろいろ検討して参つたのでございまして、従つて今後この余剰農産物の受け入れといふことが何年あるか、この点はわかりませんが、そういうものが打ち切られることがありまして、この学校給食用物資の配給という面については、この学校給食会が取り扱つていくようにいたしたい、こう考えております。

○吉田萬次君 私はここで希望を申し上げるものであります。学校給食におけるミルクあるいはパンですね。パンといふようなものが非常に味が悪く、そして、本当に子供が給食といふものに對してなれるというふうな点が比較の薄くないかと思ひます。従つてここで砂糖でも少量加味するといふことにおいて一そう効果的にこれが実施せられるのではないかと。しかも砂糖そのものは糖類にいたしまして果糖にいたしましては粗糖にいたしましては、カリウムの面から考えまして非常に私は重要なものだと思う。ことに政府ががやうな問題に對して干渉しておやるところの砂糖と違ひまして非常に安

く手に入る、しかも子供が喜んで給食に應ずるといふような点から考えましても、私は非常に砂糖の輸入といふこと、砂糖の配給といふことが大切なものだと思ひますが、これに對する当局のお考えはどうであるか、承わりたいのであります。

○政府委員(小林行雄君) 乾燥脱脂ミルクにつきましては、学校の先生あるいは給食を受けます子供の中にうまくない、味が良くないといふようなことで、きまつておるといふ風評も確かに私も承わつております。實際いろいろ方面の先生のお話を承りますと、確かにそういう子供もあるけれども、順次そういう子供も給食を受けようとする間には、なれて来る者も多いようだと、いふようなことになっております。私も脱脂粉乳といふものが御承知のように非常に栄養上価値の高いものでございまして、そういう面で味の改善等も行なつてもらつて、できるだけおいしく飲んでもらうといううなことに努力をしてみたいといふことで、関係者に対していろいろ指導を実はしておるわけでございます。

ただいまお話のございました砂糖の点でございますが、そういう面も一つの方法かと思つておりますが、ただこれはまあ強制的にそれをやらせるといふことになりまして、やはり父兄負担といふことも合せて考えなければならぬと、ただそれといふ面から強制的に全国的にこれをやれといふことは申しませんけれども、なお希望のある向きに對しては学校給食の方で将来検討して需要を取りまとめ、そして場合によつてはこれを農林省等とも話し合ひまして配給するといふこと等

も考えてみたいと思ひます。○吉田萬次君 それからさつぱりこの法案がございまして、今度実施の面についてであります。実施するといふことに対して学校そのものから考えまして、これに對する専任とまでは費用がなくていかんではいけません、これに對して関心を持ち、これに對して指導をするといふ私は人がなければならぬと思ひます。先生の中で、かような問題に對して衛生上からもあるいはその他の方面から、これに對して指導をするところの立場の人、しかもこれを監督して、そして伝染病なんかを防ぐといふような方面から考えましても、指導者といふものが非常に必要なものだと思ひます。従来見て参りますといふと、かような牧事に等しいものは女の先生がやるものであつて、男の先生が干渉するものではないといふふうな考えられておつたのであります。が、本當にこの問題を実施し、そしてこの問題に對する意見を持つのは男のしつかりした先生でなければならぬと思ひます。そうすると、そういうふうな人がやはりその学校に對して一人や二人は必要なのではないかと、かような点から考えまして、いわゆる栄養士といふようなものが雇える学校でありますが、おそろく農村へ行きましたけれども、おそろく農村へ行きましたならば、さういふものを雇うといふ余裕はないと思ひます。従つてこれに對して講義でも開いて、そして實際面に當るところの人間を養成する必要があると思ひますが、それに対してどんなお考えを持つておられるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食を實際行います上で、いろいろな人的な

組織の面で、現在ではまだ不十分な面がございます。例えはただいまお話のございましたように衛生面を担当します者、あるいは栄養的な指導面を担当いたします者、そういった者につきまして、最近では相当学校給食の普及と共に、ある程度そういった面の人的組織も順次整備されては参っておりますけれども、まだ相当不十分なところもございまして、文部省といたしましては従来財団法人の学校給食会と協力いたしまして、全国的に学校給食の関係指導者の講習会、ことに栄養管理の面あるいは衛生管理の面についての指導者の講習会というものを、年間ブロックにわけまして何回か実施して参っておりますが、今後もこういった面もこの特殊法人になりますれば、より一そう強化されて実施されることになると思っております。

○吉田萬次君 それからも一つ、父兄の負担の面についてであります。この給食はいいということを知りながら、しかもどうだということと廃止した所が相当あると思ひます。その原因が何であるか。しかも設備までして廃止したのは何であるかと言ひますと、これは家庭の負担であります。この家庭の負担といふことでありますが、大抵子供が学校へ通うようになりまして、続いて二、三人通うのが普通の家庭だと思ひます。そうすると、一人に対する費用といふものが三倍あるいは四倍になるおそれがあります。しかもそれが俵給の生活者である、あるいは相当地な収入があるという人でしたならば、これが実施はきわめて楽で、金を出し得るでしょう。しかしその日その日にかせいだ金によつてこれを負担すると

いうことであります。一回にこれを徴収するといふような費用といふものは、おそらくこれはないと思ひるのであります。従つて負担の方面から、かような問題に対して、でき得る力を持つておりながらでき得ないという、いわゆる保護家庭でなくて、そうしていかにも負担にたえ得ないような者が相当私にはあると思ひます。かような問題が各地方に惹起しまして、そうしてこの給食方面に対する実際の実行をはばんでおるような問題まで文部省として指導するとか、あるいはいろいろあつていふところかといふことはでき得ないと思ひますが、一通りかような点は考慮せられなければならぬと思ひますが、かような問題に対しては何とか考慮がしてもらへるものでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(小林行雄君) 従来設備をしたにかかわらず、あるいは施設を作つたにかかわらず廃止したものもございまして、実はその非常に大きな原因となりましては、昔と申しますか、四、五年前から無償給食、アメリカからの贈与物資でやつておりましたのが、その後有償に切りかゝつたといふことで、その後父兄の負担が非常に重くなりまして、従つておやめになつた所もございまして、最近またそうした所の中で、だんだん再開されておる所も出てきておる現状でございまして、いづれにいたしましても父兄の負担が重いといふことは非常に残念でございまして、先ほどお尋ねもありましてお答え申しました中に、そういった給食費の払えない児童のために、市町

村等ではいろいろ苦心いたしまして、市町村等で一部分を持つてやつてゐる、あるいは学校のPTA等でその経費の一部を負担してゐるというふうなものもだんだんあるわけではございまして、文部省といたしましては、ここ数年來、ただいま御指摘になりましたような保護児童に對して、何とか保護の手をのべたいと思つて、いろいろ工夫しておりましたが、現在まだ実施し得ることになつておりませんけれども、もし事情が許せば、将来余剰農産物等が入ります際に、でき得れば必要保護家庭の児童に對しては幾分でもこの負担を軽減するような方法を、できれば講じたいといふことで、今研究中でございまして。

○竹下豊次君 ごくこまかい質問であります。第四條の意味のわからないところがあるもので、お尋ねしたいと思ひます。第四條の二項に、「必要な地に從たる事務所を置く」といふのがありますが、これはどのぐらゐの數になるものでございまして、この第四條の第二項の「從たる事務所」でございまして、まあでき得るならば、中央の財団法人日本学校給食会を特殊法人に改める際に、中央地方を通ずる機構の充実に關して、各府県程度に特殊法人の事務所を置きたい構想も実はあつたのでございまして、予算等の關係で、これは本年度はそれを見送るということになつております。しかし將來財政の事情が許すことになれば、各府県にそれぞれ特殊法人の出先と申しますか、支部と申しますか、そういうふうなものを置いて、一体的に

配給業務等を行いたい、こういうふうなことを考へております。○竹下豊次君 そうしますと、第五條に、定款に掲げる事項が規定してあります。事務所の所在地といふのがあります。三に、これをそんなにたぐさんのやつを、ここに掲げることには、文部大臣の認可を受けなければならぬといふことになつてゐるかと申すのですが、大へんわずらわしいことじゃないかと思ひます。主たる事務所ぐらゐでいいじゃないかといふのが私の疑問なんです。その点いかがでございまして。

○政府委員(小林行雄君) 創設の際の第三項の事務所の所在地は、第五條の中央に置かれます東京におかれまして主たる事務所だけを掲げるつもりにいたしております。○竹下豊次君 意見はこの際述べないつもりであります。簡単にありますから申し上げますが、もう法律がこれでございまして、これを主たる事務所といふふうな意味だとおっしゃるけれども、この事務所の所在地という言葉を使つておけば、從たる事務所を當然含むのです。そうすると、法律の改正手續をもう一ぺんおとりにならなければならぬ。むしろ主たる事務所ぐらゐのことにしておけばいいのじゃないかと、事務所のことは私はよくわかりませんが、四條に、主たる事務所、從たる事務所と、はつきり二つ並べて書いてありますから、ただ事務所と書いておきますといふと、當然これは両方含む。そうすると法律の改正を、もう一ぺんやらなければならぬ、あるいは

定款の変更の場合、文部大臣の認可をそのつど、地方の小さいものを御変更にならない場合、認可を得なければならぬ、こういうふうなさいことが起るのじゃないかと思ひます。この点は一つなお考へになつたらどうかと思ひます。それから第十二條の「給食会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これはどういふ場合が予想されるでしょうか。いろいろありまして、一、二の例でも結構であります。○政府委員(小林行雄君) この第十二條の役員と給食会との間の利益の相反する事項でございまして。大体まあ抽象的に考へられますのは、給食会と役員との間に売買がこれはあり得ると一応考へられます。それから、あるいは貸借と申しますか、そういったような売買とか貸借といふようなものを一応想定しております。

○竹下豊次君 理事長が専任でなくて他を兼任している場合ですか。兼任しない専任の場合でもやはりそういうことが考へられるわけですか。○政府委員(小林行雄君) 一応専任者としても個人としていふようなことも考へられるのじゃないかと思ひます。○竹下豊次君 第十三條ですね。「理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。ただし書きに「文部大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合」、これはどういふ場合を予想しておられるのですか。○政府委員(小林行雄君) まあ先ほど申しましたように、理事長につきま

林省といたしましても非常なる強い関

うでし。うかといふことと、それから

一、女子教育職員の産前産後の休暇期

間中補助教員配置に関する請願（第七五四号）（第七五五号）（第八二五号）

一、元陸軍軍風毒ガス死亡者の慰霊祭に関する請願（第七七九号）

二、学校給食作業員の身分給与等に関する請願（第七九二号）

第七五四号 昭和三十年六月七日受理

女子教育職員の前産後の休暇期間中補助教員配置に関する請願（二通）

請願者 岩手県大船渡市末崎町 宇神坂 近藤鶴子外五十名

紹介議員 小笠原二三男君

女子教員が産のために休暇をとる場合労働基準法以下の母体を損うような休暇しかとれず、また、その間の教育が放置されて学力を低下させているから、この弊害をなくするために補助教員必置の法律を制定せられたいとの請願。

第七五五号 昭和三十年六月七日受理

女子教育職員の前産後の休暇期間中補助教員配置に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市大字中村 一、八七〇イ番地 森田増作外三十二名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第八二五号 昭和三十年六月十三日受理

女子教育職員の前産後の休暇期間中補助教員配置に関する請願

請願者 静岡県賀茂郡稲取町立 稲取小学校内 山田甚之助外二十七名

紹介議員 山田 節男君
この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七七九号 昭和三十年六月八日受理

元陸軍軍風毒ガス死亡者の慰霊祭に関する請願

請願者 広島県豊田郡幸崎町 名井久

紹介議員 山田 節男君

広島県忠海町大久野島元東京第二陸軍造兵しよう忠海製造所に軍風として勤務し、毒ガス傷害のため死亡した者に対する慰霊祭は、終戦まで毎年陸軍が行ってきたが、終戦後は、昭和二十八年四月に県及び市町村の補助をえて一同行われただけであるから、これ等犠牲者に対する慰霊祭を政府が行うよう取り計らわれたいとの請願。

第七九二号 昭和三十年六月九日受理

学校給食作業員の身分給与等に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内 都庁内全日本自治団体労働組合内 占部秀男

紹介議員 高田なほ子君

学校給食に従事している作業員の身分並びに給与等の取扱いは、非常に悪くまるで作業員の犠牲のもとに学校給食が行われているような状態であるから、学校給食の使命の重要性にかんがみ作業員の給与、身分その他の待遇を一般職の職員と同一に取り扱うよう指示されるとともにこれに必要な経費を国庫負担とせられたいとの請願。